

令和 7 年 第 5 回

筑紫野市議会定例会議案書

筑 紫 野 市

令和 7 年 8 月 2 9 日提案

(余白)

令和 7 年第 5 回筑紫野市議会定例会議案目録

同意第 1 5 号	筑紫野市固定資産評価審査委員会委員の選任について -----	5
認定第 1 号	令和 6 年度筑紫野市一般会計歳入歳出決算の認定について -----	7
認定第 2 号	令和 6 年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について -----	9
認定第 3 号	令和 6 年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について -----	1 1
認定第 4 号	令和 6 年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算の認定について -----	1 3
認定第 5 号	令和 6 年度筑紫野市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について -----	1 5
認定第 6 号	令和 6 年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について -----	1 7
認定第 7 号	令和 6 年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について -----	1 9
認定第 8 号	令和 6 年度筑紫野市二日市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について -----	2 1
認定第 9 号	令和 6 年度筑紫野市御笠財産区特別会計歳入歳出決算の認定について -----	2 3
認定第 1 0 号	令和 6 年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について -----	2 5
認定第 1 1 号	令和 6 年度筑紫野市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について -----	2 7
認定第 1 2 号	令和 6 年度筑紫野市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について -----	2 9

報告第 7 号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和 6 年度筑紫野市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について -----	3 1
報告第 8 号	筑紫野市土地開発公社事業等の報告について -----	3 3
報告第 9 号	公益財団法人筑紫野市文化振興財団事業等の報告について -----	3 5
報告第 10 号	専決処分の承認について（損害賠償の額を定めることについて） -	3 7
議案第 48 号	筑紫野市印鑑条例及び筑紫野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について -----	3 9
議案第 49 号	筑紫野市職員の育児休業等に関する条例及び筑紫野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について -	4 3
議案第 50 号	筑紫野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について -	4 9
議案第 51 号	工事請負契約の締結について -----	5 1
議案第 52 号	令和 7 年度筑紫野市一般会計補正予算（第 5 号）について -----	5 3
議案第 53 号	令和 7 年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について -----	5 5
議案第 54 号	令和 7 年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計補正予算（第 1 号）について -----	5 7
議案第 55 号	令和 7 年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について -----	5 9
議案第 56 号	令和 7 年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について -----	6 1

同意第 15 号

筑紫野市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を筑紫野市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年8月29日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

記

氏 名	しら いし まこと 白 石 誠（71歳）
-----	-------------------------

住 所	筑紫野市紫
-----	-------

理 由

白石誠氏が令和7年9月27日をもって任期満了となるため

経 歴 書

氏 名 しら いし まこと
 白 石 誠 (71歳)
住 所 筑紫野市紫

学 歴

昭和52年 3月 久留米大学商学部卒業

職 歴

昭和54年11月 筑紫野市商工会税務相談所勤務
昭和57年 4月 筑紫野市商工会税務相談所退職
昭和61年 2月 白石誠税理士事務所開設 現在に至る

公職歴・その他

平成10年 9月 筑紫野市固定資産評価審査委員会委員就任 現在に至る

認定第 1 号

令和 6 年度筑紫野市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度筑紫野市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

認定第 2 号

令和 6 年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度
筑紫野市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議
会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

認定第 3 号

令和 6 年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度
筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつ
けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

認定第4号

令和6年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年8月29日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

認定第 5 号

令和 6 年度筑紫野市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度筑紫野市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

認定第 6 号

令和 6 年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

認定第 7 号

令和 6 年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度
筑紫野市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議
会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

認定第 8 号

令和 6 年度筑紫野市二日市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度筑紫野市二日市財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

認定第 9 号

令和 6 年度筑紫野市御笠財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度筑紫野市御笠財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

認定第 10 号

令和 6 年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 29 日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

認定第 1 1 号

令和 6 年度筑紫野市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 6 年度筑紫野市水道事業会計決算に伴う剰余金の処分について議決を求め、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度筑紫野市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定を求める。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

認定第 1 2 号

令和 6 年度筑紫野市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 6 年度筑紫野市下水道事業会計決算に伴う剰余金の処分について議決を求め、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度筑紫野市下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定を求める。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

報告第 7 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和 6 年度
筑紫野市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第 3 条第 1 項及び同法第 2 2 条第 1 項の規定により、監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告する。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

1 健全化判断比率 (単位：％)

区 分	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
筑 紫 野 市	—	—	1.7	—

備考 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、数値なし。

算定結果がマイナスとなったため、将来負担比率は、数値なし。

2 資金不足比率 (単位：％)

特別会計等の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
下水道事業会計	—
農業集落排水事業特別会計	—

備考 資金不足額がないため、資金不足比率は、数値なし。

報告第 8 号

筑紫野市土地開発公社事業等の報告について

令和 6 年度筑紫野市土地開発公社事業内容等を、地方自治法（昭和22年法律第 67号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

報告第 9 号

公益財団法人筑紫野市文化振興財団事業等の報告について

令和 6 年度公益財団法人筑紫野市文化振興財団事業内容等を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

報告第 10 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 8 月 29 日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

専決第5号

損害賠償の額を定めることについての専決処分書

令和6年12月26日午前9時35分頃、筑紫野市大字下見585番地付近の車道上にて、筑山中学校へ入ろうとしたところ、正門が閉じていたため、元の車線に戻ろうとした際、追い越ししてくる車両に接触し、相手方車両に損害が発生した。
これに対する本件の損害賠償の額を下記のとおり専決処分する。

記

1 損害賠償額 金115,000円

2 損害賠償の相手方
法人（市外所在）

3 当事者
筑紫野市長 平 井 一 三

4 内訳

区分 相手方	事故賠償額	賠償共済額	市負担額
法人	115,000円	115,000円	0円

令和7年7月8日専決

筑紫野市長 平 井 一 三

議案第 48 号

筑紫野市印鑑条例及び筑紫野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 8 月 29 日

筑紫野市長 平 井 一 三

筑紫野市印鑑条例及び筑紫野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例

(筑紫野市印鑑条例の一部改正)

第1条 筑紫野市印鑑条例(平成10年筑紫野市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「前二項」を「前2項」に改める。

第10条第2項中「及び第4条」を削る。

(筑紫野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 筑紫野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年筑紫野市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「及び市長」を「、市長」に改め、「特定個人番号利用事務」の次に「並びに市長又は教育委員会が第4項に規定する住登外者宛名情報を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 市長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者(市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。)を特定する固有の番号を付し、管理するもの(以下「住登外者宛名番号管理機能」という。)による住登外者の情報の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第1に次のように加える。

11 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関
-------	-----------------------------

	する事務であって規則で定めるもの
12 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2 1市長の部筑紫野市子ども医療費の支給に関する条例による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものの款、2市長の部筑紫野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものの款、3市長の部筑紫野市重度障がい者医療費の支給に関する条例による重度障がい者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものの款、4市長の部生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるものの款、5市長の部筑紫野市地域生活支援給付費の支給に関する規則による地域生活支援給付費の支給に関する事務であって規則で定めるものの款、6市長の部筑紫野市障がい者更生訓練費支給規則による障がい者更生訓練費の支給に関する事務であって規則で定めるものの款、7市長の部筑紫野市高齢者等住宅改造費助成事業実施要綱による高齢者等住宅改造費助成に関する事務であって規則で定めるものの款、8市長の部筑紫野市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱による小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付に関する事務であって規則で定めるものの款、9市長の部筑紫野市日常生活用具費の支給に関する規則による日常生活用具費の支給に関する事務であって規則で定めるものの款及び10市長の部筑紫野市心身障害者扶養共済制度掛金の補助に関する条例による心身障害者扶養共済制度の掛金補助に関する事務であって規則で定めるものの款に次のように加える。

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第3に次のように加える。

3 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
------	---	-------	----------------------

	する事務であって規則で定めるもの		
4 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和7年11月25日から施行する。

議案第 4 9 号

筑紫野市職員の育児休業等に関する条例及び筑紫野市職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 8 月 2 9 日

筑紫野市長 平 井 一 三

筑紫野市職員の育児休業等に関する条例及び筑紫野市職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(筑紫野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 筑紫野市職員の育児休業等に関する条例(平成4年筑紫野市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第17条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は」に改め、同条第2項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第17条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第17条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第17条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として

条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第17条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第18条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第19条(見出しを除く。)を次のように改める。

第19条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(筑紫野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 筑紫野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年筑紫野市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第15条の3第1項」を「第15条の4第1項」に改める。

第15条の3第1項中「申告、請求又は申出」を「請求等」に改め、同条を第15条の4とし、第15条の2の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第15条の3 任命権者は、筑紫野市職員の育児休業等に関する条例(平成4年筑紫野市条例第3号)第20条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に

係る申出職員の意向を確認するための措置

- (3) 筑紫野市職員の育児休業等に関する条例第20条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第3条の規定は、公布の日から施行する。

(筑紫野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の筑紫野市職員の育児休業等に関する条例第17条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(筑紫野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 任命権者は、施行日前においても、この条例による改正後の筑紫野市職員の

勤務時間、休暇等に関する条例第15条の3第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

(余白)

議案第 5 0 号

筑紫野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 8 月 2 9 日

筑紫野市長 平 井 一 三

筑紫野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

筑紫野市国民健康保険条例(昭和34年筑紫野町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第12条中「若しくは第9項」を「若しくは第5項」に、「若しくは虚偽の届出」を「又は虚偽の届出」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の筑紫野市国民健康保険条例の規定は、令和6年12月2日から適用する。

議案第 5 1 号

工事請負契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年筑紫野町条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年8月29日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

- 1 工 事 名 文化会館舞台照明設備更新工事
- 2 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 3 契 約 金 額 金 1 8 2 , 0 6 3 , 2 0 0 円
- 4 契 約 方 住 所 福岡市博多区光丘町2丁目3番8号

氏 名 アユミ電業株式会社

代表者 代表取締役 今村 貴士

理 由

文化会館舞台照明設備更新工事請負契約を締結するため

工 事 概 要 書

1. 工事名称 文化会館舞台照明設備更新工事
2. 工事場所 筑紫野市上古賀一丁目5番1号
3. 工事概要 舞台調光設備更新
舞台照明設備更新
舞台照明設備配管配線工事
4. 工事期間 自 議会議決を通知した翌日
至 令和8年8月31日
5. 入札参加者 株式会社リオス 春日営業所
株式会社九電工 福岡南営業所
アユミ電業株式会社
株式会社木村電気工事店
健和電気株式会社
上内電気株式会社
九昭電設工業株式会社 福岡営業所
株式会社福東電設
株式会社関屋電設
株式会社福博電興

議案第 5 2 号

令和 7 年度筑紫野市一般会計補正予算（第 5 号）について

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 8 月 2 9 日

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

議案第 53 号

令和 7 年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）に
ついて

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 8 月 29 日

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

議案第 5 4 号

令和 7 年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計補正予算（第 1 号）に
ついて

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 8 月 2 9 日

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

議案第 5 5 号

令和 7 年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 8 月 2 9 日

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

議案第 5 6 号

令和 7 年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
について

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 8 月 2 9 日

筑紫野市長 平 井 一 三